

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年1月6日
【四半期会計期間】	第85期第3四半期（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）
【会社名】	株式会社ケーヨー
【英訳名】	Keiyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 實 川 浩 司
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043（255）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画統括部長兼広報部長 北 村 圭 一
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043（255）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画統括部長兼広報部長 北 村 圭 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 第3四半期累計期間	第85期 第3四半期累計期間	第84期
会計期間	自 2021年3月1日 至 2021年11月30日	自 2022年3月1日 至 2022年11月30日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日
売上高 (百万円)	78,458	73,070	102,076
経常利益 (百万円)	4,676	4,550	5,493
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,263	3,185	3,773
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	16,505	16,505	16,505
発行済株式総数 (株)	65,140,184	65,140,184	65,140,184
純資産 (百万円)	46,886	45,709	42,643
総資産 (百万円)	78,974	82,784	76,875
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	50.10	53.38	58.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	6.25	7.25	12.50
自己資本比率 (%)	59.4	55.2	55.5

回次	第84期 第3四半期会計期間	第85期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2021年9月1日 至 2021年11月30日	自 2022年9月1日 至 2022年11月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	13.75	13.41

- (注) 1 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 4 第85期第3四半期累計期間の1株当たりの配当額は、普通配当6円25銭に記念配当1円を加えた7円25銭としております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、第1四半期会計期間において、当社の完全子会社であった株式会社穂高ショッピングセンターの全株式を売却いたしました。これにより、当社グループは、当社と非連結子会社1社及び持分法非適用関連会社1社、その他の関係会社1社により構成されております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、当第3四半期累計期間における売上高は、前第3四半期累計期間と比較して減少しておりますが、当該会計基準の適用による影響は軽微なため、当第3四半期累計期間における経営成績に関する説明は、前第3四半期累計期間について新たな組替えを行わない数値にて比較を行っております。詳細は「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

（1）経営成績の分析

当第3四半期累計期間（2022年3月1日～2022年11月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され経済活動の正常化が進んでおりますが、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる国際情勢不安の長期化、円安の進行、原材料価格やエネルギー価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、同業他社や他業態との競争が激化している中、原材料やエネルギー価格の高騰に起因する仕入価格・物流コスト等の上昇、これによる商品価格の上昇に伴う個人消費の停滞など、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社におきましては、お客さまと従業員の安全を最優先に新型コロナウイルス感染症対策を継続しながら、地域のお客さまの豊かな暮らしづくりの実現に向け、省エネアイテムや節約生活の提案等に努めてまいりました。

販売拠点につきましては、敷地の有効活用を目的に売場面積の見直しを実施し、5月に新たにオープンした泉市名坂店（宮城県仙台市）の他、全面改装によるリニューアルオープンを3店舗、退店については3店舗（3月：八日市場店、5月：旧泉市名坂店、7月：久居インター店）を実施いたしました。これにより、当第3四半期末の店舗数は165店舗となりました。

販売面につきましては、品揃え枠の拡大により引き続き農業用肥料・薬品、農工具等の農業用品が好調に推移しております。また、光熱費等の負担額の増加が厳しくなる中、節約志向が一層高まり省エネ・節約関連商品等が伸びました。一方、9月の連休期間の台風発生や週末の天候不順が続いた影響により客数が減少となった他、11月の気温が高めに推移したことにより季節商品の動き出しも遅れております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は730億70百万円（前年同四半期比93.1%）となりました。利益面では、引き続きDIY・園芸用品の売上高構成比の増加等により、荒利益率が改善した他、店舗オペレーション改善による人件費等の経費コントロールを行ったことで、当第3四半期会計期間では営業利益9億58百万円（前年同四半期比112.1%）と増益となりましたが、当第3四半期累計期間では営業利益42億96百万円（前年同四半期比98.5%）、経常利益45億50百万円（前年同四半期比97.3%）、四半期純利益31億85百万円（前年同四半期比97.6%）となりました。引き続き、利益構造の再構築を推し進めることで通期計画達成に向け取り組んでまいります。

（2）財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は827億84百万円となり、前事業年度末に比較し59億8百万円増加いたしました。主な要因は現金及び預金28億91百万円、商品18億88百万円、投資その他の資産のその他に含まれる繰延税金資産9億51百万円、投資有価証券9億29百万円の増加と一方、差入保証金3億10百万円の減少などによるものです。

負債合計は370億74百万円となり、前事業年度末に比較し28億42百万円増加いたしました。主な要因は支払手形及び買掛金28億99百万円、流動負債のその他に含まれる未払賞与3億98百万円、未払法人税等3億32百万円、資産除去債務1億45百万円の増加と一方、長期借入金12億20百万円の返済などによるものです。

純資産合計は457億9百万円となり、前事業年度末に比較し30億65百万円増加いたしました。主な要因は四半期純利益31億85百万円の計上、その他有価証券評価差額金6億86百万円の増加、剰余金の配当8億5百万円などによるものです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第3四半期累計期間において、当社が定めている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年1月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,140,184	65,140,184	東京証券取引所 プライム市場	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	65,140,184	65,140,184	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年9月1日～ 2022年11月30日	-	65,140,184	-	16,505	-	8,073

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

なお、当第3四半期会計期間において株式を所有している旨が記載された以下の大量保有報告書(変更報告書)が、公衆の縦覧に供されております。

2022年10月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、DCMホールディングス株式会社及びその共同保有者であるDCM株式会社が、2022年10月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
DCMホールディングス株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	18,067	27.74
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	513	0.79

2022年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2022年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

大量保有報告書（変更報告書）の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （％）
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	1,420	2.18

（６）【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2022年8月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 5,463,800	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 59,625,900	596,259	同上
単元未満株式	普通株式 50,484	-	同上
発行済株式総数	65,140,184	-	-
総株主の議決権	-	596,259	-

（注）1 「完全議決権株式（その他）」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,300株（議決権13個）及び17株含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が次のとおり含まれております。

自己株式 55株

【自己株式等】

2022年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社ケーヨー	千葉県若葉区みつわ台 一丁目28番1号	5,463,800	-	5,463,800	8.39
計	-	5,463,800	-	5,463,800	8.39

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年9月1日から2022年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年3月1日から2022年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.1%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.2%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当第3四半期会計期間 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,757	4,649
受取手形及び売掛金	866	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	1,208
商品	25,226	27,114
その他	2,426	1,992
流動資産合計	30,276	34,964
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,683	24,817
土地	13,394	13,276
その他	14,229	14,198
減価償却累計額	28,430	28,774
有形固定資産合計	23,877	23,517
無形固定資産	1,809	1,820
投資その他の資産		
投資有価証券	12,367	13,297
差入保証金	7,162	6,852
その他	1,698	2,648
貸倒引当金	231	231
投資損失引当金	86	86
投資その他の資産合計	20,911	22,481
固定資産合計	46,598	47,819
資産合計	76,875	82,784

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年 2 月28日)	当第 3 四半期会計期間 (2022年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,097	11,996
1年内返済予定の長期借入金	2,345	3,220
未払法人税等	374	707
店舗閉鎖損失引当金	2	59
災害損失引当金	-	19
資産除去債務	17	81
その他	4,304	4,815
流動負債合計	16,142	20,899
固定負債		
長期借入金	10,892	8,797
退職給付引当金	4,998	5,063
資産除去債務	652	734
その他	1,545	1,579
固定負債合計	18,089	16,174
負債合計	34,231	37,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,505	16,505
資本剰余金	13,953	13,953
利益剰余金	13,161	15,541
自己株式	4,670	4,670
株主資本合計	38,949	41,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,693	4,380
評価・換算差額等合計	3,693	4,380
純資産合計	42,643	45,709
負債純資産合計	76,875	82,784

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)
売上高	78,458	73,070
売上原価	50,085	45,816
売上総利益	28,372	27,253
営業収入	798	837
営業総利益	29,171	28,091
販売費及び一般管理費	24,811	23,795
営業利益	4,360	4,296
営業外収益		
受取利息	13	9
受取配当金	179	220
その他	202	105
営業外収益合計	396	335
営業外費用		
支払利息	49	48
その他	29	32
営業外費用合計	79	81
経常利益	4,676	4,550
特別利益		
固定資産売却益	19	17
工事負担金等受入額	-	17
その他	0	4
特別利益合計	19	40
特別損失		
固定資産除却損	34	107
店舗閉鎖損失	260	442
商品廃棄損	-	655
減損損失	52	138
投資有価証券評価損	69	-
その他	22	112
特別損失合計	439	1,456
税引前四半期純利益	4,257	3,133
法人税、住民税及び事業税	1,019	1,155
法人税等調整額	24	1,207
法人税等合計	994	51
四半期純利益	3,263	3,185

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識する方法に変更しております。これにより、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）の判断を行った結果、重要性が乏しいと認められる一部取引を除き、代理人として行われる取引につきましては、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識する方法から、総額から仕入先等に支払う金額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用につきましては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従来の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に対しては、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当第3四半期累計期間の売上高338百万円及び営業収入11百万円が減少し、売上原価等も同額減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従い、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、従来、その他有価証券のうち時価のある株式につきましては、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、第1四半期会計期間より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

なお、この変更による四半期財務諸表への影響は軽微であります。

（追加情報）

（表示方法の変更）

従来、テナント等からの不動産収入は営業外収益、賃貸収入原価は営業外費用に計上しておりましたが、第1四半期会計期間からそれぞれ、新たに区分を設けた営業収入と、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更いたしました。

この変更は、今後、集客面でのシナジー効果を期待した店舗へのテナント誘致や、再生可能エネルギーの活用や二酸化炭素削減のための設備の導入などのSDGsへの取り組みが増加することを見込み、テナントからの不動産賃貸収入を含む店舗ごとの収益性を、より詳細に管理することとなり、その実態をより適切に表示するために行ったものであります。

この表示方法を反映させるため、前第3四半期累計期間については、四半期財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第3四半期累計期間における四半期損益計算書の営業外収益の受取賃貸料等7億98百万円を営業収入に、営業外費用等の賃貸収入原価5億51百万円を販売費及び一般管理費に組替えております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)
減価償却費	1,247百万円	1,211百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月25日 定時株主総会	普通株式	407	6.25	2021年2月28日	2021年5月26日	利益剰余金
2021年9月29日 取締役会	普通株式	407	6.25	2021年8月31日	2021年11月5日	利益剰余金

- 2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月24日 定時株主総会	普通株式	372	6.25	2022年2月28日	2022年5月25日	利益剰余金
2022年9月29日 取締役会(注)	普通株式	432	7.25	2022年8月31日	2022年11月7日	利益剰余金

(注) 当社は2022年5月に創業70周年を迎えたため、普通配当6円25銭に記念配当1円を加え、1株当たり配当額を7円25銭としております。

- 2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は店舗における商品販売がその大部分を占めることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第３四半期累計期間 (自 2021年３月１日 至 2021年11月30日)	当第３四半期累計期間 (自 2022年３月１日 至 2022年11月30日)
１株当たり四半期純利益	50.10円	53.38円
（算定上の基礎）		
四半期純利益（百万円）	3,263	3,185
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	3,263	3,185
普通株式の期中平均株式数（株）	65,135,874	59,676,401

（注） 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（自己株式の取得）

当社は、2023年１月５日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を以下の通り実施いたしました。

（１）自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、株主還元策の一環として、自己株式の取得を行うものであります。

（２）取得に係る取締役会決議の内容

取得する株式の種類 : 普通株式

取得する株式の総数 : 1,500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.51％）

株式の取得価額の総額 : 1,332,000,000円（上限）

取得期間（取得日） : 2023年１月６日

取得方法 : 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

（３）自己株式の取得結果

取得した株式の種類 : 普通株式

取得した株式の総数 : 1,362,800株

株式の取得価額の総額 : 1,210,166,400円

取得日 : 2023年１月６日

取得方法 : 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

2【その他】

第85期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）中間配当については、2022年9月29日開催の取締役会において、2022年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

中間配当金の総額	432百万円
1株当たり中間配当金	7円25銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2022年11月7日

当社は、2022年5月に創業70周年を迎えることができました。

これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、今期の配当につきましては、2022年4月12日公表のとおり、中間配当を普通配当6円25銭に記念配当1円を加え7円25銭とすることを2022年9月29日開催の取締役会にて決議いたしました。

また、期末配当についても1株当たりの配当を7円25銭とし、年間配当14円50銭とすることを予定しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年1月5日

株式会社ケーヨー
取締役会 御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市

代表社員 公認会計士 大川 健 哉
業務執行社員

代表社員 公認会計士 岸 健 介
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーヨーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第85期事業年度の第3四半期会計期間（2022年9月1日から2022年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年3月1日から2022年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーヨーの2022年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。